

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
○ 医療法施行細則の一部を改正する規則 ○ 岡山県事務処理規則等の一部を改正する規則 【規則】 （以上県例規集登載） 【告示】 ○ 許認可事務等標準処理期間要綱の一部改正 （県例規集登載） ○ 令和元年度自衛官第四次募集（航空学生） ○ 令和元年度自衛官第四次募集（一般曹候補生） ○ 令和元年度自衛官第四次募集（自衛官候補生） ○ 指定居宅サービスの事業の廃止 ○ 知事指定薬物の指定の失効 ○ 岡山県収入証紙売りさばき人の指定の取消し 【公告】 ○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請	医療推進課 建築指導課 建築指導課 危機管理課 " " " 指導監査室 医薬安全課 会計課 県民生活交通課	○ 一般競争入札の実施 ○ 県営土地改良事業の換地処分 ○ 建設業の営業の停止命令 ○ 公共測量の実施 【選挙管理委員会】 ○ 個人演説会等を開催することができる施設の指定の取消し 【海区漁業調整委員会】 ○ 漁業の操業禁止の指示	市町村課 耕地課 監理課 " 選挙管理委員会 海区漁業調整委員会

◎岡山県規則第二十八号

医療法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年六月二十五日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（昭和三十五年岡山県規則第三十号）の一部を次のように改正する。
様式第十八号中「 8 その他参考事項」を

「 8 医療法第12条第2項各号のうち該当する規定

該当する規定	医療法第12条第2項第 号に該当
--------	------------------

に定める。

9 その他参考事項

」

第三十号中「の最短距離が40センチメートル以上」や「距離が30センチメートル以上（手術中に使用するエックス線装置のエックス線管焦点皮膚間距離にあつては、20センチメートル以上）」並びに「最大照射野」や「最大受像面」並びに「しやへい装置」や「遮蔽装置」並びに「最短距離が基準以下である」や「距離が基準を満たしている」並びに「1次防護しやへい体」や「1次防護遮蔽体」並びに「しやへい物」や「遮蔽物」並びに「区分」や「区分」欄」並びに「廃止」や「廃止又は」並びに「用途」には、透視用、撮影用、胸部集検用、治療用の別及び使用場所がエックス線診療室以外の場合は、その使用場所、用途が特定している場合等（断層撮影，CT，口内法撮影用，歯科用パノラマ，骨塩定量分析，輸血用血液照射，組織内照射等）はその旨」や「用途については、直接撮影，断層撮影，透視，CT，乳房撮影，胸部集検用間接撮影，口内法撮影，歯科用パノラマ断層撮影，輸血用血液照射，骨塩定量分析又は治療のうち該当するものを記入し，これらの用途に該当しない場合は，その用途を具体的に」並びに「移動型，携帯型エックス線装置」や「移動型又は携帯型エックス線装置」並びに「直接撮影（移動型）等」と「直接撮影（移動型）」のように括弧書きで移動型又は携帯型の別を」に定める。「施設の管理者立会の下に行われた」や並びに「移動型，携帯型については」や「移動型及び携帯型エックス線装置については」並びに「，防護措置の概要及び管理方法を記載した説明書，機器の性能等を記載した仕様書及び」や「及び防護措置の概要を記載した書類並びに」に定める。

令和元年6月25日 岡山県公報 第12103号

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の医療法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県規則第二十九号

岡山県事務処理規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年六月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆太

岡山県事務処理規則等の一部を改正する規則

(岡山県事務処理規則の一部改正)

第一条 岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三建築指導課の部2の項1(2)中「第67条の3」を「第67条」に改め、「第66条の2」の次に、「第67条の3」を加え、同項4(5)中「(4)」を「(4)(5)」に改め、同(5)を同4(7)とし、同4中(4)を(5)とし、同(5)の次に次のように加える。

(6) 認定建築主に対する措置命令（第86条の8，第87条の2）				☐				
----------------------------------	--	--	--	-----------------------	--	--	--	--

別表第三建築指導課の部2の項4中(3)を(4)とし、同4(2)中「サハ」を「サハ」に、「サハ」を「サハ」に改め、同(2)を同4(3)とし、同4(1)の次に次のように加える。

(2) 保安上危険又は衛生上有害である建築物に対する指導及び助言（第9条の4）						☐			
---	--	--	--	--	--	-----------------------	--	--	--

別表第三建築指導課の部2の項5(22)中「第67条の3」を「第67条」に改め、同5(30)中「(第86条の8)」を「及びその取消し並びに認定健康業主に対する報告の請求(第86条の8第87条の2)」に改め、同5中(33)を(35)とし、(32)を(34)とし、(31)を(33)とし、(30)の次に次のように加える。

(3) 建築物の用途を変更して災害救助用建築物又は公益的建築物として引き続き使用することについての許可（第87条の3第3項、第4項）	○	県民局長
--	---	------

第八十六条の八第三項の規定による既存の一の

建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の変更の認定の申請の受理及び当該認定通知書の交付	
(70)	法第八十七条の二第二項において準用する法第八十六条の八第四項の規定による工事の状況の報告の受理
(71)	法第八十七条の三第三項の規定による建築物の用途を変更して災害救助用建築物又は公益的建築物として引き続き使用することについての許可の申請の受理及び当該許可通知書の交付
(72)	法第八十七条の三第五項の規定による建築物の用途を変更して興行場等として使用することについての許可の申請の受理及び当該許可通知書の交付
(73)	法第八十七条の三第六項の規定による建築物の用途を変更して特別興行場等として使用することについての許可の申請の受理及び当該許可通知書の交付

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第三百号

許認可事務等標準処理期間要綱（昭和五十二年岡山県告示第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

別表土木部の部建築指導課の項5中「第5項」を「から第6項まで」に改め、同項15中「第67条の3第3項」を「第67条第3項」に改め、同項中100を101とし、25から99までを1ずつ繰り下げ、同項24中「第3項」の次に「第87条の2第1項、第2項」を「及び」の次に「全体計画の」を加え、同24の次に次のように加える。

25	建築基準法第87条の3第6項	建築物の用途を変更して特別興行場等として使用することについての許可	40日		5日		
----	----------------	-----------------------------------	-----	--	----	--	--

別表出先機関の部県民局（建設部）の項中107を109とし、57から106までを1ずつ繰り下げ、56の次に次のように加える。

57	建築基準法第87条の3第3項、第4項	建築物の用途を変更して災害救助用建築物又は公益的建築物として引き続き使用することについての許可	5日		2日		
58	建築基準法第87条の3第5項	建築物の用途を変更して興行場等として使用することについての許可	5日		2日		

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

令和元年6月25日 岡山県公報 第12103号

◎岡山県告示第三百一号

防衛省において採用する自衛官のうち航空学生との令和元年度募集の要領は、次のとおりである。

令和元年六月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 採用自衛官の区分

航空学生

二 応募資格

- 1 令和二年四月一日現在で、海上自衛隊は十八歳以上二十三歳未満、航空自衛隊は十八歳以上二十一歳未満の日本国籍を有する者で、かつ、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないもの
- 2 高等学校又は中等教育学校卒業者（令和二年三月卒業見込みの者を含む。）
- 3 2に掲げる者と同等以上の学力があると文部科学大臣が認めた者
- 4 高等専門学校第三学年次修了者（令和二年三月修了見込みの者を含む。）

三 受付期間

令和元年七月一日から同年九月六日まで

四 採用試験種目

- 1 第一次試験 筆記試験及び適性検査
- 2 第二次試験 航空身体検査、口述試験及び適性検査
- 3 第三次試験

(1) 海上自衛隊 航空身体検査（一部）

(2) 航空自衛隊 操縦適性検査及び医学適性検査

五 志願票の請求先及び提出先

市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

- 1 第一次試験 令和元年九月十六日
 - 2 第二次試験 令和元年十月十五日から同月二十日までのうち指定する一日
 - 3 第三次試験
- (1) 海上自衛隊 令和元年十一月二十二日から同年十二月十八日までのうち指定す

令和元年6月25日 岡山県公報 第12103号

る一日

(2) 航空自衛隊 令和元年十一月十六日から同年十二月十九日までのうち指定する

期間

七 試験場

1 第一次試験 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

2 第二次試験 試験場の詳細については、第一次試験の合格通知で通知する。

3 第三次試験

(1) 海上自衛隊 自衛隊呉病院（広島県呉市）その他七箇所

(2) 航空自衛隊 静浜基地（静岡県焼津市）

防府北基地（山口県防府市）

八 採用予定時期

令和二年三月下旬から同年四月上旬までの間

九 その他

その他詳細については、五の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部

〇八六一二二六〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所

〇八六八一二二一五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所

〇八六一四二二一七三五八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所

〇八六六一二二一二三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所

〇八六一二二四一二八二四

ホームページ <http://www.mod.go.jp/pco/okayama/>

令和元年6月25日 岡山県公報 第12103号

◎岡山県告示第三百二号

防衛省において採用する自衛官のうち一般曹候補生の令和元年度募集の要領は、次のとおりである。

令和元年六月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 採用自衛官の区分

一般曹候補生

二 応募資格

採用予定月の一日現在で、十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者で、かつ、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

三 受付期間

令和元年七月一日から同年九月六日まで

四 採用試験種目

1 第一次試験 筆記試験及び適性検査

2 第二次試験 口述試験及び身体検査

五 志願票の請求先及び提出先

市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

1 第一次試験 令和元年九月二十日から同月二十二日までのうち指定する一日

2 第二次試験 令和元年十月一日から同月十六日までのうち指定する一日

七 試験場

1 第一次試験

(1) 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

(2) 高梁市文化交流館（高梁市原田北町）

(3) 津山圏域雇用労働センター（津山市山下）

2 第二次試験

(1) 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）

(2) 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

令和元年6月25日 岡山県公報 第12103号

八 採用予定時期

令和二年三月下旬から同年四月上旬までの間

九 その他

その他詳細については、五の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部 ○八六一二二六〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所 ○八六八一二二一五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所 ○八六一四二二一七三五八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所 ○八六六一二二一二三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所 ○八六一二二四一二八二四

ホームページ <http://www.mod.go.jp/pco/okayama/>

令和元年6月25日 岡山県公報 第12103号

◎岡山県告示第三百三号

防衛省において採用する自衛官のうち自衛官候補生の令和元年度募集の要領は、次のとおりである。

令和元年六月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 採用自衛官の区分

自衛官候補生

二 応募資格

採用予定月の一日現在で、十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者で、かつ、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

三 受付期間

令和元年七月一日から同年九月六日まで。ただし、令和元年九月一日の受験希望者は、令和元年七月一日から同年八月二十二日までとする。

四 採用試験種目

1 筆記試験

2 口述試験

3 適性検査

4 身体検査

五 志願票の請求先及び提出先

市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

令和元年九月一日から同月二十九日までのうち指定する一日。ただし、令和二年三月高等学校卒業予定者又は中等教育学校卒業予定者については、令和元年九月十六日から同月二十九日までのうち指定する一日

七 試験場

1 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

2 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）

3 陸上自衛隊日本原駐屯地（勝田郡奈義町）

令和元年6月25日 岡山県公報 第12103号

八 採用予定時期

1 令和元年九月下旬

2 令和元年十一月下旬

3 令和二年三月下旬から同年四月上旬までの間

九 その他

その他詳細については、五の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部

〇八六一二二六〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所

〇八六八一二二一五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所

〇八六一四二二一七三五八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所

〇八六六一二二一二三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所

〇八六一二二四一二八二四

ホームページ <http://www.mod.go.jp/pco/okayama/>

令和元年6月25日 岡山県公報 第12103号

◎岡山県告示第三百四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和元年六月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーションふあゝすと

2 所在地

岡山県都窪郡早島町早島二五三二番地二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社F i r s t

2 所在地

岡山県都窪郡早島町早島二五三二番地二

三 廃止の届出を受理した年月日

令和元年六月十四日

四 介護保険事業所番号

三三七二六〇〇三一六

五 サービスの種類

訪問介護

令和元年6月25日 岡山県公報 第12103号

◎岡山県告示第三百五号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十三条第一項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、その効力を失った。

令和元年六月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

1 N－エチル－（三－メトキシフェニル）シクロヘキサン－1－アミン（通称名三－MeO－PCE）及びその塩類

2 一（四－シアノブチル）－N－（ニ－フェニルプロパン－ニ－イル）－1－H－ピロロ「二・三－b」ピリジン－3－カルボキサミド（通称名CUMYL－四CN－IB七AICA）及びその塩類

二 指定の失効の理由

条例第二条第六号に規定する薬物に指定されたため

三 失効年月日

令和元年六月二十三日

◎岡山県告示第三百六号

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第七十三条の規定により、平成三十一年三月七日付けで、次の岡山県収入証紙売りさばき人の指定を取り消した。

令和元年六月二十五日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

売 り さ ば き 人	所 在 地	岡 山 市 北 区 内 山 下 一 三 一 一 九
名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名	健 一 士 会 会 長 洗 井	岡 山 市 北 区 内 山 下 一 三 一 一 九
売 り さ ば き 場 所	岡 山 市 北 区 内 山 下 一 三 一 一 九	

令和元年6月25日 岡山県公報 第12103号

〔二三八〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

令和元年六月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 申請のあつた年月日

令和元年六月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本ヨーガ療法士協会岡山・四国

三 代表者の氏名

富岡 修一

四 主たる事務所の所在地

倉敷市浜ノ茶屋一五〇番地五

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、ヨーガ及びヨーガ療法に関する事業を行い、地域住民の心身の健康と社会の福祉に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

目的、名称、特定非営利活動に係る事業の種類、会議に関する事項及び定款の変更に関する事項

〔二三九〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和元年六月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 件名及び数量

住民基本台帳ネットワークシステム代表端末機器等賃貸借 1 式

(2) 業務の特質等

入札説明書及び岡山県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末機器等賃貸借に係る仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 契約期間

令和元年12月 1 日（日）から令和 6 年11月30日（土）まで

(4) 履行場所

入札説明書等による。

(5) 入札方法

入札金額は、本業務に必要な初期費用等一切の諸経費を含めた額とし、1 月当たりの単価（本業務に係る物件を 5 年間借り受けるものとして算定したリース料及び保守に要する費用の総額の60分の 1 に相当する額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 入札書の提出の日までに令和元年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成 31年岡山県告示第30号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得

ている者で、格付区分がAであるものであること。

(2) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(7) 納入する機器について、岡山県県民生活部市町村課長の確認を受けたものであること。

3 競争入札参加資格審査の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていない者は、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

申請書の入手先、提出先及び問合せ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話 086－226－7538（直通）

4 入札手続等

(1) 入札説明書等の交付の場所、問合せ先及び契約条項を示す場所

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県県民生活部市町村課行政班（岡山県庁9階）

電話 086－226－7271（直通）

電子メールアドレス juki@pref.okayama.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和元年6月25日（火）から7月22日（月）まで（県の休日（岡山県の休日）を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 入札説明会

開催しない。

(4) 入札参加申出手続

入札参加を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。

① 一般競争入札（条件付）参加申出書

② 納入予定物品構成表（任意様式）

ア 提出期間

令和元年6月25日（火）から同年7月22日（月）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

(1)の場所に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵便等（書留郵便又は信書便によるものに限る。以下5(2)において同じ。）

5 入札及び開札

(1) 日時及び場所

令和元年8月5日（月） 午後2時30分

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課入札室（岡山県庁地下1階）

(2) 入札書の提出方法

契約を締結する権限を有している者（以下「本人」という。）又は代理人が(1)の日時及び場所に入札書を持参し、提出しなければならない。ただし、代理人が持参する場合は、本人からの委任状を持参し、入札前に提出すること。

6 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号。以下「財務規則」という。）第131条及び第133条の規定による。

(2) 契約保証金

財務規則第153条及び第155条の規定による。

8 その他

(1) 入札者に要求される事項

4 (4) の一般競争入札（条件付）参加申出書及び納入予定物品構成表を提出した者は、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならぬ。

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否
要

(4) 落札者の決定方法

財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) その他

詳細は、入札説明書等による。

9 Summary

(1) Name and quantity of the products to be leased :

Basic Resident Registration Network System / Network Device Lease

: 1 set

(2) Lease period

From 1 December, 2019 through 30 November, 2024

令和元年6月25日 岡山県公報 第12103号

(3) Time limit for tender :

2 : 30 P.M. 5 August, 2019

(4) Contact point for notice :

Information policy section, Citizens services department, Okayama
Prefectural Government,

2 - 4 - 6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,
Japan

TEL : 086-226-7271

令和元年6月25日 岡山県公報 第12103号

〔二四〇〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行つた。

令和元年六月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 地区名

新見地区 神郷高瀬工区

二 換地処分年月日

令和元年五月九日

令和元年6月25日 岡山県公報 第12103号

〔二四一〕建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業の営業の停止を命じた。

令和元年六月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 処分をした日

令和元年六月二十五日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号 株式会社オカジユウ

所在地 倉敷市真備町有井一五九五

代表者の氏名 延武 英行

許可番号 岡山県知事許可（特―三十）第一八九九二号

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止の命令

1 停止を命ずる営業の範囲

解体工事業に係る営業のうち、公共工事に係るもの

（注一）「解体工事業に係る営業」とは、注文者から解体工事を請け負う営業をいう。

（注二）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

2 期間

令和元年七月九日から同月十五日までの七日間

四 処分の原因となった事実

株式会社オカジユウは、倉敷市発注の被災家屋等解体・撤去処理業務委託（その八）の工事施工において、建設業法第三条第一項及び建設業法施行令第一条の二第一項の規定に違反して無許可で建設業を営む者に、工事一件の請負代金の額が五百

令和元年6月25日 岡山県公報 第12103号

万円以上(税込)の解体工事の下請をさせた。
このことは、建設業法第二十八条第一項第六号に該当すると認められる。

〔二四二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年六月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測量区域	測量の種類	測量期間
吉井川及び金剛川流域	公共測量（航空レーザ測量）	令和元年六月十二日から令和二年二月二十八日まで

◎岡山県選管告示第四十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号に定める個人演説会等を開催することができる施設について、西栗倉村選挙管理委員会から、次の施設の指定を取り消した旨報告があった。

令和元年六月二十五日

岡山県選挙管理委員会
委員長 藤原健補

村民体育館	施設 の 名 称	英田郡西栗倉村大字影石三三番地	所 在 地	西栗倉村長	施設 の 管 理 者	平成三十一年三月三十一日	指 定 取 消 年 月 日
-------	-------------------	-----------------	---------------------	-------	------------------------	--------------	---------------------------------

令和元年6月25日 岡山県公報 第12103号

◎岡山海区漁業調整委員会指示令和元年度第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、漁業の操業について、次のとおり指示する。

令和元年六月二十五日

岡山海区漁業調整委員会

会 長 井 本 瀧 雄

一 禁止する漁業の種類

あみ押網漁業（ただし、押網を船首に装備する通称ガツチャンを対象漁法とし、三角の押網を船側に装備して行う漁法を除く。）

二 禁止区域

1 児島湾

2 水門湾

岡山市東区西幸西のテイカ株式会社の波止突端から岡山市東区正儀のかんす波止の突端見通し線と陸岸によって囲まれた海面

3 吉井川

岡山市東区九幡の東防波堤突端の赤灯台から岡山市東区西幸西の外波崎突端見通し線以北の吉井川水面

4 旭川

岡山市中区江並の三幡の潮見塔から岡山市南区海岸通のDOWAエレクトロニクス岡山株式会社南東端見通し線以北の旭川水面

三 禁止期間

毎年一月一日から十月三十日まで（二の禁止区域のうち2から4までに掲げる区域にあつては、毎年一月一日から十二月三十一日まで）

四 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

五 指示の有効期間

令和元年八月十六日から令和四年八月十五日まで（三年間）